

I 調査の目的・方法等

1 調査の目的

各都道府県では、平成4年から精神障害回復者等の職業的自立と社会参加を積極的に推進するため、原則として公共職業能力開発施設のうち1校を精神障害回復者等に対する職業訓練の拠点校として定め、同施設において障害の特性に配慮しつつ、一般の訓練生と一緒に同一の訓練を実施しているところである。

この拠点校制度が発足して5年、受講生もやや増加してきているところであるが、精神障害回復者等に対する職業訓練の実施に当たっては、訓練職種の選定、指導方法等を十分検討し、今後とも一層訓練効果の向上を図っていく必要がある。

そこで、当研修研究センターでは、労働省の要望を受けて精神障害回復者等に対する職業訓練のあり方について、調査研究することとし、その基礎的資料を収集するため、精神障害回復者等の職業訓練を実施している公共職業能力開発施設の職業訓練の実施状況を把握することとした。

なお、本調査でいう精神障害回復者等とは、精神分裂病、そううつ病又はてんかんにかかっている者で症状が安定し、就労が可能な状態にあるもののうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたものである。

2 調査の方法

調査は、各都道府県の職業能力開発主管課を通じて平成6年度と平成7年度に精神障害回復者等の職業訓練を実施した公共職業能力開発施設に対して「精神障害回復者等の職業訓練に関するアンケート調査票」（巻末参照）を配布し、その訓練生の職業訓練を担当した職業訓練指導員等に訓練生一人に1票を記入してもらった。

また、アンケート調査を補強するため、一部の公共職業能力開発施設に対して精神障害回復者等の職業訓練の実施状況などについてヒヤリング調査を実施した。